

外国人の視点から見た日本事情

—日本の社会保障制度と法制度について—

Japanese Affairs from a Foreign Perspective:
Concerning the Social Welfare and Legal Systems

姚 宇 龍

Yulong YAO

長年日本で生活している外国人の私が見た日本と、日本人の皆さんが見た日本は同じかそれとも違うか。

それは同じと言ってもいいし、違うと言ってもいい。同じだというのは、私の目に映った日本と皆さんの目に映った日本が全く同じものなのだ。違うというのは、その目に映った日本に対する私と皆さんの感受性や認識等が幾分若しくはかなり違うからである。というのは、私は、その目に映った日本のことを、直ぐ自分の国のことと比べるからである。今回の講義は日本の社会保障制度と法制度を中心に話す。

一、日本の社会保障制度は中国のよりずっと社会主義的

この話を聞くと、きっと疑問を感じる人がいるだろう。

ここで言う「社会主義的」とは政治的な概念でなく、社会福祉的なもの。

そもそも、資本主義とか社会主義とか共産主義とか言う概念は、必ずしも独裁とか民主主義とかいうものと直接な関連性があるとは限らない。

1、社会主義福祉と日本の社会保障制度の共通点

それは、社会全体が一つの勘定で、一定の分野において政府の主導の下で人々の生活や福祉

などを助け合い、支え合うことをいう。こういう全体勘定の中で、個々の人間が得た権利と履行した義務は必ずしも見合うとは限らない。

今の日本の社会保障制度は中国よりずっと社会主義的という見方の根拠を言う前に先ず20世紀90年代までの中国のことを回顧する。

私は、子供の時、社会主義制度が謳歌され、所謂中国の社会主義制度の素晴らしい所を、耳に聒聒が出るほど聞かされた。それは、国民一人一人の「生・老・病・死」の時の金銭上の面倒を国が見るということだ。つまり、政府が国民一人一人の生涯の生活の肝心な部分を守ってくれること。もちろんそういう風に聞かされただけでなく、1980年代の終わりまで都市部では実際に実施されていた。

例えば：

●小学校や中学校高校だけでなく大学まで授

業料無料

貧しい家庭の大学生は国立大学から生活手当が貰える

- 学校卒業後、仕事は政府が斡旋してくれる(国有企業や行政機関に配属)
- 病気になった時、医療費は勿論不要。病欠の日の給料も貰える。
- 定年退職後も勤めていた勤め先から死ぬまで毎月これまでの在職時の月給の70%~80%が支給される。
- 住まいは、政府系の企業から提供され、死ぬまで住める。その後も、その配偶者や子供たちがその住まいに住み続けられる。

私は、1988年に日本に来るまで実際にそのような社会主義的な福祉の一部を享受してきた。

税金のない政府は、国营企業の利益上納金を使って上記のような国民の福祉の遣り繰りをしてきたが、生産性の低迷と人口の増加等により、限界が来て、ついに1990年代に崩壊。今の中国は社会主義国家と国内外の人々に言われながら、上記の福祉の多くは実施されていない。

一方、中国と比べて、今の日本はどのような状況かを、皆さんと一緒に日本の社会福祉と税制の両面を見てみよう。

社会保障制度は社会福祉制度と税制の複合体である。税金は社会保障の収入源であり、社会福祉は税金の用途である。

2、日本の社会保障制度

日本の社会保障制度は次のような特徴がある。

(1) 国民皆保険と国民皆年金制度の実施

例えば

自営業や学生の場合

国民健康保険と国民基礎年金

サラリーマンのための健康保険と二階建て年金

私学共済(健康保険と二階建て年金)

公務員共済(健康保険と二階建て年金)

民間企業(会社のサラリーマンの健康保険と二階建て年金)

国民健康保険、各共済の医療保険の医療費の

負担額について

●医療費は3割負担

但し(75歳以上の老人一割負担)

(片親の子供の場合、全額公費負担)

●高額療養制度

(一定額を超えた分の公費負担)

●出産一時金

特殊基礎年金の各種加算制度について

●障害基礎年金

●遺族基礎年金

社会福祉の核心的な内容:

一人ひとりの生・老・病・死の時の金銭的な面倒を政府の主導のもとで国民全体の力で見る。

(2) 生活保護制度

生活保護制度は生活に困窮する全ての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する制度。収入が、国が算定する最低生活費を下回るため、その不足分が生活保護費として支給される。

生活保護費を最高額受給できる場合、その金額は多くの人の基礎年金より高い。しかも、生活費だけでなく、医療、介護、教育、住宅についてもそれなりの援助を受けられる。

生活保護制度の核心的な内容と目的:

社会の赤貧層を無くすこと。

(3) 地方交付税制度

地方交付税法(昭和25年)に基づき、国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行なうべき事務を遂行することができるように国が交付する税。

全国的に一定の行政水準を確保するために、国が行う地方財政調整制度(社会主義原理・地域格差の縮小)。地方税収入の不均衡による地方公共団体間の財政力格差を調整するもので、自治体独自の判断で使える一般財源として交付され、地方収入の約18%を占める。

2014年の不交付団体(地方独自の税金が豊かで国から地方交付税の支援を受けなくても財政運営できる自治体)が、都道府県分は東京都だけで、市町村分は54団体に増えた。

東京都などの税収の相対的に多い地域の企業や個人が国に納めた所得税等の税金の一部は、経済が相対的に遅れている（税収が少ない）地域の人々に使わせること。

それはまさしく、地域格差を縮小させる社会主義的な行為。

上記の素晴らしい社会福祉制度を支えるために強力な資金源を確保する必要がある。

日本は、社会主義的な福祉制度が中国より遙かに整備されているので、その制度を支えるための徴税制度も中国よりずっと整っている。

3、税制

個人の私有財産なのに、なぜ税金として国庫に？

社会保障制度、地方交付税の支出を支える資金を確保するため、政府は、払える能力の高い人の順から税金という名目で金（所得税など）を多く取り、また、取りやすい領域（酒税、タバコ税、ガソリン税等）からとる。

社会主義の定義から言うと中国も日本も社会主義的な要素があるが、日本が中国より社会主義的だというのは、次のような例でも分かると思う。

前記の社会主義的福祉を支える資金源を獲得するため、為政者が法律を作り、国民に重い税金を負担させる。

例えば：

- 所得税
- 相続税（国税） 2015年から基礎控除3000万、相続人一人600万
- 住民税（都道府県民税→市町村民税）（地方税）
- 消費税（国税）90年代3%→00年代5%→14年度から8%→17年度から10%の予定
- 贈与税（国税） 租税学の勉強でないから、細かい数字は省く。

前記の「2の(1)の健康保険部分」と「2の(2)」の本質

必要性の高い人ほど多くの福祉を享受する。

前記の3の本質

税金や保険料を払う能力の高い人ほど多目に

払う。

様々な名目の国税の他に、地方自治体は住民税（都道府県・市町村民税）を徴収している。

因みに、今の中国では、住民税ばかりでなく、消費税も相続税も贈与税も徴収されていない。

二、日本は中国より法律の適用範囲が広い国

殺人や強盗等の凶悪犯罪に対して日本はもとよりどの国も厳しく対処している。

でも、どの国も、軽犯罪や悪質な迷惑行為の件数が凶悪犯罪の件数より遙かに多い。

日本と言えば世界で稀に見るほど治安や秩序乃至マナーのよい国。治安がよいとか環境が綺麗だとか、日本人の資質が高いとかいう賛美の声も良く耳に入る。それらは間違いなく世界的に認められている。日本で長年生活している私もそう実感している。そこには法制度的な要因がある。

日本の治安や秩序がいいのは制度若しくは法の支配が社会全般に行き渡っているからである。

公衆道徳やマナーを乱す者に刑事責任を負わせる場合があることである。

日本は、重い罪から軽犯罪まであらゆる悪質な迷惑行為を処罰する法律条項がある。

- 1、公衆道徳と公共の秩序を乱す者（マナー違反）への取り締まり（軽犯罪法・全34条、東京都迷惑防止条例等）

(1) 軽犯罪法の適用

例えば：

- 並んでいる列（公共の乗り物、演劇などの催し物の切符、割り当て物資の配給）に割り込み行為に対して、軽犯罪法第1条13号⇒拘留又は過料
- 街路又は公園その他の公衆の場で痰唾を吐く行為、大小便行為に対して第1条26号⇒拘留又は過料

(2) 刑法の適用

- 占有離脱物（拾得物）横領罪（刑法254条）

一年以下、10万円以下の罰金もしくは科料以下の行為も刑事責任を負う。

●詐欺罪（刑法246条）：日本の詐欺罪の適用範囲が幅広い。

（一例）（お釣りを多くもらった時、気が付いたのに黙って持ち去る場合⇒詐欺罪）

●決闘罪：6か月以上2年以下

一般市民の乱闘行為への適用も可
最近の事例：

2006年に東京都多摩川河川敷で中学生6人、2009年大阪府の中学生14人、2010年埼玉県川口市の綾瀬河川敷で3人、2014年福岡市内に住む15歳のアルバイト店員ら13人が“決闘容疑”で書類送検された。

上記の、列に割り込む行為と、多めにももらったお釣りをがめる行為と、拾得物を警察などに届けない行為は、中国では道徳的には問題視されるが、刑事責任も問われないし、行政処罰も受けることがない。

乱闘に関しては、人を死傷させた場合に限り、傷害罪や殺人罪を適用するが、そうでない場合は、公共の場で行っても、せいぜい行政処分として15日間の拘留という行政処罰を受けるに止まる。

2、環境保護と交通安全に関する法律の最大限の駆使

（1）環境保護

●ゴミの不法投棄禁止

廃棄物処理法～5年以下の懲役・1000万円以下の罰金

●排水に関する法律

先日の報道：豊田自動車の創業者の親族企業の件。

（2）交通安全に関する法律（飲酒運転・危険運転）

飲酒運転や脱法ドラッグ撲滅のための法律の駆使

●処罰が厳しい：飲酒運転⇒逮捕

数年前まで飲酒運転に対する警察の対応は現在ほど厳しくなく、飲酒運転でも、一定値以下の場合無罪放免又は減点

現在は飲酒運転が発覚したら即現行犯逮捕。

中国では飲酒運転に対する取り締まりが以前より厳しくなったが、まだ日本ほどではない。

●脱法ドラッグの販売・服用者への現行法の最大限の駆使

脱法ドラッグは文字通り法律の規制対象ではない。しかし、脱法ドラッグ吸引者による一連の交通死傷事故が発生した後、脱法ドラッグを取り締まるための法改正が試みられている。更に、警察が法律を駆使して、脱法ドラッグ吸引者が自転車に乗っただけで、将来的な危険性を無くすため、自動車免許の停止処分まで決定した事例。

●職場や子供に対する順法教育の徹底

保育園児から交通安全教育

職場では、飲酒運転発覚⇒解雇

結局、このように性悪論に基づく法律が細かく整備され、法律の抑止力があらゆる不徳行為に限なく振りかざして始めて世の中の善良な人が増え、良好な秩序が保たれる。

道徳↓→法律干渉→道徳↑

結論：日本の治安、環境等がよくて民度が高いのは、日本の一部の法律は、道徳や良心の範疇に属している行為まで規制するからである。